

事業者の皆さまへ

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく  
許可申請の手引

令和5年9月



土木建築局都市環境整備課

この手引は、広島県において申請手続をする場合の取り扱いを示したものです。  
政令市（広島市）、中核市（呉市、福山市）においては、独自に手引を策定している場合があります。

このため、本手引の取扱いとは異なる部分もありますので、あらかじめ、各市にお問い合わせください。（19 ページ参照）

本手引に記載の法令等名は、次のとおり省略しています。

法	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
政令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）
省令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号）
条例	広島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和 5 年条例第 62 号）
細則	広島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則 （昭和 38 年広島県規則第 23 号）
手数料条例	広島県手数料条例（平成 12 年広島県条例第 5 号）
技術的指導基準	開発事業に関する技術的指導基準（昭和 49 年広島県）
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

## 目次

1	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の概要	- 1 -
1-1	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の趣旨	- 1 -
1-2	許可を要する工事	- 1 -
1-3	許可を要しない工事	- 2 -
1-4	宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況	- 4 -
2	許可権者	- 5 -
3	工事の技術的基準及び設計者資格	- 5 -
3-1	宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術基準	- 6 -
3-2	土石の堆積に関する工事の技術基準	- 7 -
3-3	資格を有する者の設計対象工事、設計者資格	- 7 -
4	宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の申請等	- 9 -
4-1	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書作成要領	- 9 -
4-2	擁壁等に関する工事及び公共施設用地の転用の届出書作成要領	- 17 -
4-3	宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可等手数料	- 17 -
4-4	申請窓口・許可担当部署	- 18 -
4-5	標準処理期間	- 19 -
5	事前相談	- 20 -
6	開発事業に関する事前指導	- 20 -
7	宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可後における留意事項	- 22 -
7-1	許可の条件	- 22 -
7-2	工事の施行に伴う注意事項	- 22 -
7-3	検査・定期報告	- 22 -
8	申請手続の流れ	- 25 -
9	その他の手続	- 28 -
10	問い合わせ先	- 29 -

## 1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の概要

### 1-1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の趣旨

「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」において、新規に行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、災害の防止のため必要な規制を行うための許可制度です。

本手引内の用語の定義は、下表のとおりです。

表 1-1 用語の定義

用語	定義
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更をいいます。
宅地	次に掲げる土地以外の土地をいいます。 ・農地、採草牧草地、森林、道路、公園、河川、公共の用に供する施設の用に供されている土地
農地等	農地、採草牧草地及び森林をいいます。
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をいいます。
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものをいいます。また、特定盛土等は宅地造成を包含します。
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令第4条で定めるものをいいます。
崖	地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地（硬岩盤を除く。）をいいます。（政令第1条）
宅地造成等工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
特定盛土等規制区域	市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留をいいます。

### 1-2 許可を要する工事

規制区域内において行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で一定規模（注1）を超えるものとなります。

（注1）条例により特定盛土等規制区域の規制対象規模を宅地造成等工事規制区域内の規模と同一としています。

表 1-2 許可を要する工事

行為	対象規模
宅地造成 （法第2条、政令第3条）	①盛土で、高さが1mを超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ③切土と盛土を同時に行う場合、盛土の高さが1m以下であっても、切土と合わせて高さが2mを超える崖を生ずるもの
特定盛土等 （法第2条、政令第3条）	④①～③に該当しない盛土で、高さが2mを超えるもの ⑤①～④に該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの
土石の堆積（注2） （法第2条、政令第4条、省令第8条10イ）	①高さが2mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えるもの ②①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの

（注2）土石の堆積の許可期間は5年以内となります。

### 1-3 許可を要しない工事

表 1-3 許可を要しない工事

区分	具体的な内容
公共施設用地 (法第 2 条第 1 項第 1 号、政令第 2 条、省令第 1 条各項)	道路、公園、河川 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する防衛施設、国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
災害の発生するおそれがないと認められる工事 (法第 12 条第 1 項ただし書、法第 27 条第 1 項ただし書、法第 30 条第 1 項ただし書、政令第 5 条第 1 項各号、政令第 27 条、政令第 29 条第 1 項、省令第 8 条第 1 項各号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等）</li> <li>・ 鉱業法に基づく鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事）</li> <li>・ 採石法に基づく岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事）</li> <li>・ 砂利採取法に基づく砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事）</li> <li>・ 土地改良法に基づく土地改良事業（農業用水排水施設の新設等）等</li> <li>・ 火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等</li> <li>・ 家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却</li> <li>・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等</li> <li>・ 土壤対策汚染法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等</li> <li>・ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分</li> <li>・ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事</li> <li>・ 国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事</li> <li>・ 高さ 2m 以下かつ面積 500m<sup>2</sup> 超の盛土又は切土（政令第 3 条第 5 号の盛土又は切土に限る。）であって、盛土又は切土をする厚さが 30cm を超えないものを行う工事</li> <li>・ 土石の堆積を行う土地の面積が 300m<sup>2</sup> を超えないもの</li> <li>・ 政令第 4 条第 2 号の土石の堆積であって、土石の堆積をする厚さが 30cm を超えないもの</li> <li>・ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積（注 1）であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場（注 2）又はその付近（注 3）に堆積するもの（注 4）</li> </ul>
みなし許可となる工事 (法第 15 条各項、法第 34 条各項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国または都道府県、指定都市もしくは中核市と許可権者の協議が成立した工事</li> <li>・ 都市計画法第 29 条第 1 項、第 2 項の許可を受けて行われる工事</li> </ul>
その他法の対象外となる行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（注 5）（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であつてその前後の土地の地盤面の標高差が 1m を超えないもの）</li> </ul>

注 1：「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。

注 2：「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）のうち本体の工事が行われている土地と当該土地の相互の間隔が直線距離で 10km 以内のものについては、工事の現場として取り扱います。

注 3：「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。

注 4：工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制等を記した看板の掲示を行ってください。

注 5：営農行為の範疇に含まれるか否かについては、所在地の農地担当部局（各市町の農業委員会事務局等）に対して許可申請前に相談を行ってください。

**(参考) 都市計画法に基づく開発許可を要する開発行為**

**許可を要する開発行為の規模**

〔都市計画法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 項  
都市計画法施行令第 19 条第 1 項及び第 2 条の 2〕

区域の種類		開発行為の規模
都市計画区域	線引き都市計画区域	市街化区域 1,000 m <sup>2</sup> 以上
	非線引き都市計画区域	市街化調整区域 原則として全て 3,000 m <sup>2</sup> 以上
準都市計画区域		3,000 m <sup>2</sup> 以上
都市計画区域外及び準都市計画区域外		1ha 以上

**許可を要しない開発行為**

開発行為の内容が下記に該当する場合は、許可不要です。

(都市計画法第 29 条第 1 項)

該当号	開発行為の内容
1号	上記表における「開発行為の規模」未満であるもの
2号	農林漁業の用に供する建築物及び農林漁業従事者用住宅を目的として行うもの
3号	公益上必要な建築物の建築を目的として行うもの (学校、社会福祉施設、医療施設、庁舎、宿舍を除く)
4号	都市計画事業の施行として行うもの
5号	土地区画整理事業の施行として行うもの
6号	市街地再開発事業の施行として行うもの
7号	住宅街区整備事業の施行として行うもの
8号	防災街区整備事業の施行として行うもの
9号	公有水面埋立法の免許を受けた埋立地で、竣工認可未告示のものにおいて行うもの
10号	非常災害のため必要な応急措置として行うもの
11号	通常の管理行為、軽易な行為として行うもの(注)

(注) 第 11 号に基づき政令で定める「附属建築物の建築」(都市計画法施行令第 22 条第 2 号)について、県で独自の定義を設けています。

## 1-4 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況

表 1-4 規制区域の指定状況

令和5年9月28日現在

市町名	宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域		
	告示日	告示番号	施行日
広島市（注1）	—	—	—
呉市（注1）	—	—	—
福山市（注1）	—	—	—
竹原市	R5.9.28	県告示第 1126 号	R5.9.28
大竹市	R5.9.28	県告示第 1126 号	R5.9.28
東広島市	R5.9.28	県告示第 1126 号	R5.9.28
廿日市市	R5.9.28	県告示第 1126 号	R5.9.28
安芸高田市	R5.9.28	県告示第 1126 号	R5.9.28
江田島市	R5.9.28	県告示第 1126 号	R5.9.28
府中町	R5.9.28	県告示第 1126 号	R5.9.28
海田町	R5.9.28	県告示第 1126 号	R5.9.28
熊野町	R5.9.28	県告示第 1126 号	R5.9.28
坂町	R5.9.28	県告示第 1126 号	R5.9.28
安芸太田町	R5.9.28	県告示第 1126 号	R5.9.28
北広島町	R5.9.28	県告示第 1126 号	R5.9.28
大崎上島町	R5.9.28	県告示第 1126 号	R5.9.28
三原市	R5.9.28	県告示第 1126 号	R5.9.28
尾道市	R5.9.28	県告示第 1126 号	R5.9.28
府中市	R5.9.28	県告示第 1126 号	R5.9.28
世羅町	R5.9.28	県告示第 1126 号	R5.9.28
神石高原町	R5.9.28	県告示第 1126 号	R5.9.28
三次市	R5.9.28	県告示第 1126 号	R5.9.28
庄原市	R5.9.28	県告示第 1126 号	R5.9.28

（注1）広島市、呉市、福山市においては、今後指定される予定です。詳細は各市にご確認ください。なお、指定されるまでは、旧法（宅地造成等規制法）による規制がかかります。

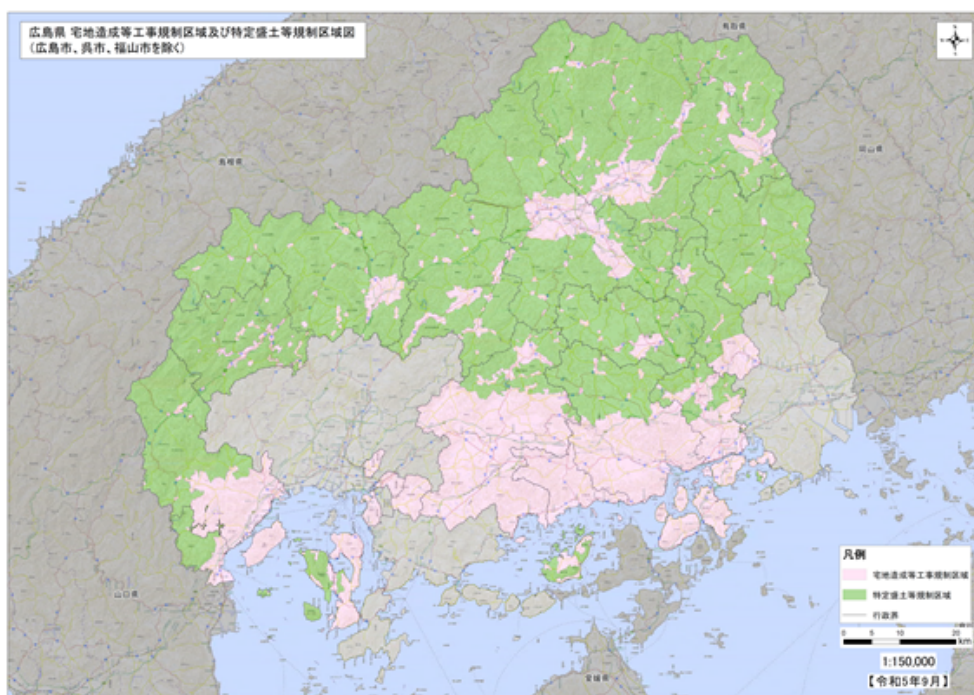


図 1 規制区域図

※広島県のホームページで公表しています。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/262/moridokehatsu.html>

## 2 許可権者

【法第 12 条、第 30 条に基づく許可権者】

広島県知事※1、広島市長、呉市長、福山市長

【地方自治法第 252 条の 17 の 2 に基づく許可権者】※2

竹原市長、三原市長、尾道市長、三次市長、大竹市長、東広島市長、廿日市市長、安芸高田市長、熊野町長、坂町長、神石高原町長

※1 県で許可する申請等は、面積により県知事（土木建築局都市環境整備課）あるいは、建設事務所長（建築課）が許可権者となります。

※2 盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積が 1ha 未満のものに限ります。

## 3 工事の技術的基準及び設計者資格

本県では、国の「盛土等防災マニュアル」を基に技術的基準を補完し、他法令を含めた宅地造成に関する工事の全般的な技術的指導基準を策定しています。詳細は、広島県のホームページで公表しています。

「開発行為等の許可の技術的基準」

トップページ>組織でさがす>土木建築局>都市環境整備課>盛土規制法の施行について

（ダウンロード：開発事業に関する技術的指導基準）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/262/moridokehatsu.html>

（ダウンロード：国 HP 盛土等防災マニュアル）

<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001611436.pdf>



### 3-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術基準

表 3-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術基準

技術的基準	政令	内 容
地盤について講ずる措置に関するもの	第7条第1項第1号	盛土をした後の地盤に雨水その他の排水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第7条第1項第2号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策（段切りその他の措置）について
	第7条第2項第1号	盛土又は切土により生じる崖の上端の地盤面における雨水その他の地表水に対する措置について
	第7条第2項第2号	山間部における河川の流水が継続している土地その他省令第12条各号の土地において、高さ15mを超える盛土の地盤の安定の保持の確認（土質検査等又は試験に基づく地盤の安定計算）について
	第7条第2項第3号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑り対策（地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置）について
擁壁の設置に関するもの	第8条	擁壁の設置が必要な崖面について
	第9条～第13条	擁壁の構造について（鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造）
	第17条	国土交通大臣認定による特殊材料又は構法の擁壁について（注1）
崖面崩壊防止施設の設置に関するもの	第14条第1項第1号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
	第14条第1項第2号	崖面崩壊防止施設の構造について
崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関するもの	第15条第1項	擁壁で覆われない崖面の風化等による侵食からの保護について（石張り、芝張り、モルタル吹付け等）
	第15条第2項	地表面（注2）の雨水その地表水からの浸食からの保護について（植栽、芝張り、板柵工等）
排水施設の設置に関するもの	第16条	排水施設の構造、機能について
技術的基準全般	第20条第2項	県細則による基準の強化・付加について（注3）

（法第13条第1項、法第31条第1項、政令第7条～第18条、第20条）

注1）国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省ホームページで公表されています。

[https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_tobou\\_tk\\_000060.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000060.html)

注2）特定盛土等に関する工事の技術的基準は、「地表面」を「地表面及び農地等における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えて適用します。（政令第18条）

注3）本県の細則により、技術的基準の強化・付加「技術的基準の強化等」について定めています。（細則第12条）

細則については、広島県のホームページで公表しています。

トップページ>組織でさがす>土木建築局>都市環境整備課>

盛土規制法の手続きに必要な書類について（リンク：宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/262/moridokiseitetsuduki.html>

### 3-2 土石の堆積に関する工事の技術基準

表 3-2 土石の堆積に関する工事の技術基準

技術的基準	政令	内容
土石の堆積に伴い必要となる措置に関するもの	第 19 条第 1 項 第 1 号	勾配の制限について（勾配 1/10 以下）
	第 19 条第 1 項 第 2 号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第 19 条第 1 項 第 3 号	堆積した土石の周囲に設ける空地について
	第 19 条第 1 項 第 4 号	堆積した土石の周囲に設ける柵について
	第 19 条第 1 項 第 5 号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する措置について
	第 19 条第 2 項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の措置を講ずる場合における第 19 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の適用除外について
技術的基準全般	第 20 条第 2 項	県細則による基準の強化・付加について（注 1）

（法第 13 条第 1 項、法第 31 条第 1 項、政令第 19 条、第 20 条）

注 1）本県の細則により、技術的基準の強化・付加「技術的基準の強化等」について定めています。

（細則第 12 条）

細則については、広島県のホームページで公表しています。

トップページ>組織でさがす>土木建築局>都市環境整備課>

盛土規制法の手続きに必要な書類について（リンク：宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/262/moridokiseitetsuduki.html>

### 3-3 資格を有する者の設計対象工事、設計者資格

#### 1. 資格を有する者の設計対象工事（法第 13 条第 2 項、政令第 21 条）

- ・高さが 5m を超える擁壁の設置
- ・盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 m<sup>2</sup> を超える土地における排水施設の設置

#### 2. 設計者資格（法第 13 条第 2 項、政令第 22 条、省令第 35 条、建設省告示第 1005 号）

上記 1 の工事については、下記の①から⑤のいずれかに該当する者の設計によらなければなりません。

- ①学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 2 年以上の実務の経験を有する者
- ②学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限 3 年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 3 年以上の実務の経験を有する者
- ③②に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 4 年以上の実務の経験を有する者

有する者

- ④学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者
- ⑤国土交通大臣が①から④のいずれかに該当するものと同等以上の知識及び経験を有する者であると認めたる者
- ア 学校教育法による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者
- イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第三十六号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十五号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）
- ウ 建築士法による一級建築士の資格を有する者
- エ 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を修了したもの
- オ アからエのいずれかに該当する者のほか、国土交通大臣が省令第35条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

## 4 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の申請等

### 4-1 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書作成要領

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請書は、次の要領で作成し管轄する市町の申請窓口へ提出してください。

表 4-1 申請書提出部数

区分	市町長許可	広島県知事又は建設事務所長許可
申請書提出部数	正本	1部
	正本の写し	1部
	副本	1部
	合計	3部

#### 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請書作成にあたっての留意点

盛土等を行う区域が法第 12 条第 1 項の規定による宅地造成等工事規制区域内の行為であるか、法第 30 条第 1 項の規定による特定盛土等規制区域内の行為であるかを次の広島県のホームページの規制区域図から確認して下さい。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/262/moridokeihatsu.html>

- ① 「工事施行者住所氏名」
  - ・ 工事の請負人または請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記載して下さい。
- ② 「土地の所在及び地番（代表地点の緯度経度）」
  - ・ 申請地内の土地について、地番までそのすべてを記載して下さい。
  - ・ 申請地を工区に分けたときは、工区別に工区内の土地について、地番までそのすべてを記載して下さい。（記載欄に記載できない場合は、別紙に記載して下さい）
  - ・ 代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載して下さい。
- ③ 「土地の面積」
  - ・ **許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない道路、法面等を含みます。**
  - ・ 申請地を工区に分けたときは、工区別に面積を記載して下さい。
- ④ 「盛土のタイプ」
  - ・ 盛土のタイプは次の分類から選択して下さい。（複数選択可）
    - (1) 平地盛土：勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
    - (2) 腹付け盛土：勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
    - (3) 谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土
- ⑤ 「土地の地形」
  - ・ 「溪流等」として定める土地は次に該当するものをいいます。（政令第 7 条第 2 項第 2 号、省令第 12 条）
    - (1) 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
    - (2) 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地

- (3) (1)、(2) の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地
- ・「溪流等」の範囲とは、溪床 10 度以上の勾配を呈し、0 次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が 25メートル以内の範囲を基本とします。
- ※概ねの溪流範囲を示した図面を次のホームページで公表しています。この範囲に該当する場合は許可権者に相談して下さい。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/262/moridokeihatsu.html>

⑥ 「工事の概要」

イ. 盛土又は切土の高さ

- ・P.1「1-2 許可を要する工事」の表中の対象規模の盛土、切土又は盛土と切土を同時に行う場合に該当する最大高さを記載して下さい。最大高さは、現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所を記入して下さい。

ロ. 盛土又は切土をする土地の面積又は土石の堆積を行う土地の面積

- ・許可申請の対象となる土地の面積、即ち、盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積であって、許可権者、許可担当部署及び手数料の額を判定する面積となります。

ハ. 工程の概要

- ・工程表を添付して下さい。

⑦ 「その他必要な事項」

- ・他法令による許認可の状況をすべて記入して下さい。
- ・造成後の地形が土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域等の指定要件に該当するかどうか必要に応じて確認等を行い、当該設計に反映した内容等を、この欄に記入して下さい。

**宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の変更許可申請書作成にあたっての留意点**

「土地の所在及び地番」、「土地の面積」、「工事の概要」

- ・変更前後が分かるように記入（変更前は朱書記入）して下さい。

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な図書は、次のとおりです。

なお、状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

表 4-2 許可申請に必要な書類

書類の名称	附属書類	内容等	区分		備考
			宅地造成、 特定盛土 等	土石の堆 積	
1.許可申請書		・申請者、工事の概要等を記載	要	要	(省令第7条第1項)
2.設計者資格証明書	卒業証明書	・高さが5mを超える擁壁の設置 ・盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置	左記の設計をするときは要	左記の設計をするときは要	設計者の資格は、「3-3 資格を有する者の設計対象、設計者資格」を参照のこと
	実務経歴証明書				
	資格、免許等の写し				
3.構造計算書		・擁壁又は崖面崩壊防止施設の概要(注1) ・構造計画、応力算定及び断面算定	備考に該当する場合は要	備考に該当する場合は要	・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合 (省令第7条第1項第2号) ・崖面崩壊防止施設の場合 (政令第14条、省令第31条)
		・措置の概要、構造計画、応力算定及び断面計算等	—	備考に該当する場合は要	・土石の堆積を行う面(鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る。)を有する堅固な構造物、又は、堆積した土石の滑動を防ぐため又は滑動する堆積した土石を支えるための構造物を設置等する場合 (省令第7条第2項第2号、第32条)
			—	備考に該当する場合は要	・堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等の設置措置を講ずる場合(省令第7条第2項第3号、第34条第1項第1号)
4.地盤、崖面及び溪流等における盛土の安定計算書		・土質試験その他の調査 ・試験に基づく安定計算書	備考に該当する場合は要	—	・災害の生じるおそれ特に大きい土地において、高さ15mを超える盛土をする場合 (省令第7条第1項第3号) ・崖面を擁壁で覆わない場合 (省令第7条第1項第4号)
		・盛土の安定計算書	備考に該当する場合は要	備考に該当する場合は要	・溪流等において盛土をする場合
5.その他審査に必要な書類	許認可等の写し	・他の法令で許認可等を要する時は、それらの許認可等を証する書類	要	要	

委任状		備者に該当する場合は要	備者に該当する場合は要	代理人が申請手続きを行う場合
土地・工作物登記簿謄本	<ul style="list-style-type: none"> <li>宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の施行区域内の土地登記簿謄本</li> </ul>	要	要	申請時直前のものであること
大臣認定擁壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定書</li> <li>計画条件が認定条件を満足していることが分かる書類</li> </ul>	当該擁壁を使用する場合は要	当該擁壁を使用する場合は要	(政令第17条)
工事主の資力・信用に関する書類	<p>&lt;共通事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資金計画書</li> <li>預金残高証明書</li> <li>資金借入又は融資証明書</li> </ul> <p>&lt;個人の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民票又は個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し</li> <li>最近3年間の所得税の納税証明書</li> </ul> <p>&lt;法人の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登記事項証明書</li> <li>事業経歴書</li> <li>①役員の住民票又は個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し</li> <li>発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいる場合は、該当するものの上記①及び当該株主の有する株式の数又は出資の金額が確認できる書類</li> <li>最近3年間の貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書、個別注記表及び法人税の納税証明書</li> </ul> <p>&lt;盛土等を行った土地を譲渡することを業とする者の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けていることを証する書類</li> </ul>	要	要	(省令第7条第1項第7号~第9号、細則第4条第1項第1~4号、第6号)
工事施行者の能力に関する書類	<p>&lt;行為の難易度が高い場合&gt;(注2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人の登記簿謄本</li> <li>事業経歴書</li> <li>建設業の許可証明書</li> </ul>	要	要	(本法第12条第2項第3号及び第30条第2項第3号、細則第4条第1項第5号)
申請地及びその周辺の写真		要	要	(省令第7条第1項第6号)
宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事施行同意書(印鑑証明書)	<ul style="list-style-type: none"> <li>宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事区域内の土地またはその土地にある工作物について、造成事業の施行の妨げとなる権利を有する者の同意を得なければならない場合に、それらの者の同意を得たことを証する書類</li> </ul>	要	要	妨げとなる権利とは所有権、永小作権、地上権、賃借権、質権、抵当権、先取得権等がある(省令第7条第1項第10号)

	住民への周知措置を講じたことを証する書面(注3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民周知の範囲 <ul style="list-style-type: none"> <li>・(注4)の表に示す範囲</li> <li>・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第7条第1項における土砂災害警戒区域内の土地</li> </ul> </li> <li>○開催方法毎の必要書類&lt;説明会開催の場合&gt;(注5) <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催の周知範囲が分かる位置図等</li> <li>・開催案内及び開催結果が分かる資料(説明会に用いた資料等)&lt;書面配布の場合&gt;</li> <li>・配布した書面</li> <li>・配布範囲が分かる位置図等&lt;掲示及びインターネットによる場合&gt;</li> <li>・掲示場所が分かる位置図等</li> <li>・掲示状況の写真</li> <li>・閲覧ページの写し(URL含む)</li> </ul> </li> </ul>	要	要	(省令第6条、第7条第1項第11号、細則第3条)
	工事主の誓約書(注6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破産手続きの決定を受けて復権を得ない者等に該当しないことの誓約</li> <li>・暴力団員との関係を有しないことの誓約</li> </ul>	要	要	
	隣接者の同意書(注7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積宅地造成に関する工事の施行について、工事区域に隣接する土地の権利を有する者の同意を得たことを証する書類</li> </ul>	要	要	

(注1) 崖面崩壊防止施設の概要が分かる資料には、「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象(盛土又は切土をした後の地盤の変動、地盤の内部への地下水の侵入又はその他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象)」が分かる書類を添付して下さい。

(注2) 盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積が1ha以上、又は擁壁等(排水施設を除く)を設置する工事。

(注3) 次にあげる土地において政令第3条に盛土等を行う場合は、説明会開催が要件となります。

- ・政令第七条第二項第二号に規定する土地(溪流等)
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の土砂災害警戒区域の設定の基となる溪流の流域内の土地及び土砂災害警戒区域内の土地

(注4)

盛土の区分	住民への周知を行う範囲の考え方	参考図
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土等(切土)の境界(法尻)から盛土等(切土)の最大高さhに対して水平距離2h以内の範囲(※参考図Lの範囲)</li> </ul>	



腹付け盛土	<ul style="list-style-type: none"> <li>盛土のり肩までの高さ <math>h</math> に対して盛土のり肩から下方の水平距離 <math>5h</math> 以内の範囲（※参考図1の範囲）</li> </ul>	
<p>①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ15メートルを超える盛土</p> <p>②溪流等における盛土（①を除く）</p> <p>③谷埋め盛土（①及び②を除く）</p> <p>④腹付け盛土のうち、参考図1の範囲に溪流等の溪床が存在するもの（①及び②を除く）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下流の溪床勾配が2度以上の範囲（※参考図）</li> </ul>	

（注5）説明会対象者多数の場合は、周知方法等について所在地の市町担当窓口にご相談して下さい。

（注6）様式は、次の広島県ホームページで公表しています。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/262/moridokiseitetsuduki.html>

（注7）本県においては、造成行為の内容の明確化、その円滑な推進等の観点から、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の施行区域に隣接する土地等の権利者の同意書を添付するよう指導しています。

表 4-3 許可申請に必要な図書

図面の名称	明示すべき事項		区分		備考
	内容	縮尺	宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	
1.位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	要	要	(省令第7条第1項第1号)
2.地形図	・方位及び土地の境界線(赤枠で囲むこと)	1/2,500以上	要	要	等高線は、2mの標高差を示すものとする。 (省令第7条第1項第1号)
3.平面図	・方位及び土地の境界線並びに、盛土(緑色で着色)又は切土(茶色で着色)をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500以上	要	—	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。 (省令第7条第1項第1号)
	・方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500以上	—	要	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。 (省令第7条第2項第1号)
4.断面図	・盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500以上	要	—	高低差の著しい箇所について作成すること。 (省令第7条第1項第1号)
	・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500以上	—	要	申請書の土石の堆積の最大堆積高さ及び土石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるように断面図を作成すること。 (省令第7条第2項第1号)
5.排水施設の平面図	・排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐出口の位置及び放流先の名称	1/500以上	要	—	汚水・雨水を区分すること。 流量計算書及び流域図を添付すること。 土石の堆積については、平面図に記載すること (省令第7条第1項第1号)
6.崖の断面図	・崖の高さ、勾配及び土質(土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50以上	要	—	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。 (省令第7条第1項第1号)
7.擁壁の断面図	・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸	1/50以上	要	堆積した土石の崩壊に伴う	コンクリート擁壁の場合は構造計算書を添付のこと。 (省令第7条第1項第1号)

	法、擁壁を設置する前後の地盤面、水抜穴の寸法及び間隔、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法			土砂の流出を防止する措置等として設置する場合は要	号)
8.擁壁の背面図	・擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料、内径、透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	—	(省令第 7 条第 1 項第 1 号)
9.崖面崩壊防止施設の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	—	(省令第 7 条第 1 項第 1 号)
10.崖面崩壊防止施設の背面図	・崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	—	(省令第 7 条第 1 項第 1 号)
11.土地の公図の写し	・土地の境界(赤枠で囲むこと)並びに土地の地番を示すこと。		要	要	謄写者、謄写場所、謄写年月日を記入すること。
12.現況地番図	・同上		要	要	所有者名及び地目を記入すること。
13.排水施設構造図	・構造詳細図	1/50 以上	要	要	
14.防災計画平面図	・防災工事計画の詳細	1/500 以上	要	—	
15.防災施設構造図	・同上	1/50 以上	要	—	
16.丈量図	・許可申請に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の面積	1/500 以上	要	要	

#### 4-2 擁壁等に関する工事及び公共施設用地の転用の届出書作成要領

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域において、次の工事を行う場合、又は、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、それぞれ法第 21 条第 3 項又は第 40 条第 3 項に基づき、次の要領で届出書を作成し、管轄する市町の申請窓口へ次表の部数を提出してください。

ただし、法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可、法第 16 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の変更許可、第 16 条第 2 項又は第 35 条第 2 項の届出、及び都市計画法に基づく開発許可を受けたものは除きます。

表 4-4 届出書提出部数

区分		市町長届出	広島県知事又は建設事務所長届出
届出書 提出部数	正本	1部	1部
	正本の写し	—	1部
	副本	—	—
	合計	1部	2部

表 4-5 届出書の規模

書類の名称	工事の内容	提出期日	様式	備考
届出書	次の全部又は一部の除却工事を行う場合 ①高さが2メートル超の擁壁又は崖面崩壊防止施設 ②地表水等を排除するための排水施設 ③地滑り抑止ぐい等	工事に着手する日の14日前まで	様式第17	(法第21条第3項、法第40条第3項、政令第26条各項、政令第34条)
	公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合	転用した日から14日以内	様式第18	(法第21条第4項、法第40条第4項)

#### 擁壁等に関する工事の変更届出書についての留意点

- ・届出書に係る事項を変更しようとする場合は、細則第 10 条に基づく様式第 9 号又は 10 号（細則 24 条に基づく場合は様式第 16 号又は 17 号）により変更届出書を提出しなければなりません。

#### 4-3 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可等手数料

表 4-6 手数料条例別表

盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積 (㎡)	手数料の額 (円)
500 以内	14,000
500 を超え 1,000 以内	26,000
1,000 を超え 2,000 以内	38,000
2,000 を超え 5,000 以内	58,000
5,000 を超え 10,000 以内	82,000
10,000 を超え 20,000 以内	140,000
20,000 を超え 40,000 以内	210,000
40,000 を超え 70,000 以内	310,000
70,000 を超え 100,000 以内	410,000
100,000 超	510,000

注) 変更許可申請の場合は、変更に係る部分の盛土、切土又は土石の堆積の土地の面積に応じた手数料の額とします。

#### 4-4 申請窓口・許可担当部署

表 4-7 申請窓口及び許可担当部署

管轄区域	申請所在地	申請窓口	許可担当部署		
			盛土、切土又は土石の堆積の面積		
			1ha 未満	1ha 以上 5ha 未満	5ha 以上
西部建設事務所	竹原市	竹原市	竹原市	西部建設事務所	県庁
	大竹市	大竹市	大竹市		
	東広島市	東広島市	東広島市		
	廿日市市	廿日市市	廿日市市		
	安芸高田市	安芸高田市	安芸高田市		
	江田島市	江田島市	西部建設事務所		
	府中町	府中町	西部建設事務所		
	海田町	海田町	西部建設事務所		
	熊野町	熊野町	熊野町		
	坂町	坂町	坂町		
	安芸太田町	安芸太田町	西部建設事務所		
	北広島町	北広島町	西部建設事務所		
大崎上島町	大崎上島町	西部建設事務所			
東部建設事務所	三原市	三原市	三原市	東部建設事務所	
	尾道市	尾道市	尾道市		
	府中市	府中市	東部建設事務所		
	世羅町	世羅町	東部建設事務所		
	神石高原町	神石高原町	神石高原町		
北部建設事務所	三次市	三次市	三次市	北部建設事務所	
	庄原市	庄原市	北部建設事務所		

表 4-8 各部署の連絡先一覧表

部署名		郵便番号	所在地	電話番号
県庁	都市環境整備課	730-8511	広島市中区基町 10 番 52 号	082-513-4143
広島県西部建設事務所	建築課	732-0816	広島市南区比治山本町 16 番 12 号	082-250-8158
広島県東部建設事務所	建築課	720-8511	福山市三吉町一丁目 1 番 1 号	084-921-1311
広島県北部建設事務所	建築課	728-0013	三次市十日市東四丁目 6 番 1 号	0824-63-5181
竹原市	都市整備課	725-8666	竹原市中央五丁目 1 番 35 号	0846-22-7749
大竹市	都市計画課	739-0692	大竹市小方 1 丁目 1 番 1 号	0827-59-2167
東広島市	開発指導課	739-8601	東広島市西条栄町 8 番 2 9 号	082-420-0959
廿日市市	都市計画課	738-8501	廿日市市下平良一丁目 11 番 1 号	0829-30-9194
安芸高田市	管理課	731-0592	安芸高田市吉田町吉田 791 番地	0826-47-1201
江田島市	都市整備課	737-2297	江田島市大柿町大原 5 0 5 番地	0823-43-1647
府中町	建築課	735-8686	安芸郡府中町大通三丁目 5 番 1 号	082-286-3174
海田町	都市整備課	736-8601	安芸郡海田町南昭和町 1 4 番 1 7 号	082-823-9634
熊野町	都市整備課	731-4292	安芸郡熊野町中溝一丁目 1 番 1 号	082-820-5608
坂町	都市計画課	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目 1 番 1 号	082-820-1513

安芸太田町	建設課	731-3810	山県郡安芸太田町大字戸河内784番地1	0826-28-1962
北広島町	建設課	731-1595	山県郡北広島町有田1234番地	050-5812-1860
大崎上島町	建設課	725-0231	豊田郡大崎上島町東野6625番地1	0846-65-3124
三原市	建築指導課	723-8601	三原市港町三丁目5番1号	0848-67-6125
尾道市	建築課	722-8501	尾道市久保一丁目15番1号	0848-38-9245
府中市	都市デザイン課	726-8601	府中市府川町315番地	0847-43-7159
世羅町	企画課	722-1192	世羅郡世羅町西上原123番地1	0847-22-3206
神石高原町	建設課	720-1522	神石郡神石高原町小畠1701番地	0847-89-3338
三次市	都市建築課	728-8501	三次市十日市中二丁目8番1号	0824-62-6385
庄原市	都市整備課 建設課	727-8501	庄原市中本町一丁目10番1号	0824-73-1115 0824-73-1150

### (参考) 場所が政令市・中核市の場合

申請所在地	申請窓口・許可担当部署		
広島市	広島市都市整備局指導部宅地開発指導課		政令市
呉市	呉市都市部都市計画課		中核市
福山市	福山市建設局建築部開発指導課		中核市

## 4-5 標準処理期間

行政手続法第6条の規定に基づき、次のとおり標準処理期間を定めています。

表 4-9 標準処理期間（広島県が許可等を行う場合）

許認可等の種類	根拠法令	標準処理期間（単位：日）		
		建設事務所 県庁	市町	合計
宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可	法第12条第1項 法第30条第1項	75	15	90

1. 標準処理期間は、適正な申請を前提としているので、書類の不備等の是正を求めるための補正に要する期間は含まれません。
2. 適正な申請であっても、審査のために必要な資料等の提供等を求める場合、その応答があるまでの期間は含まれません。
3. 標準処理期間は、申請が提出されてから処分がされるまでの目安ですので、標準処理期間内に必ず処分がなされるとは限りません。

### 市町で許可等を行う場合

市町ごとに定めがある場合があるため、各市町にご確認下さい。

## 5 事前相談

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可を申請する前に、その計画について、事前に許可の要否や許可の見通しがあるのか確認しておく必要があります。

事前相談書に必要書類を添えて、許可担当部署に事前相談をしてください。

なお、申請後に許可権者、許可担当部署及び手数料の額に関わる面積（盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積）に変更が生じると大幅に審査工程のやり直しが生じるため、事前相談にて面積の考え方をよく確認して下さい。

様式は、広島県のホームページで公表しています。（開発許可に係る事前相談と同様式です。）

トップページ>組織でさがす>土木建築局>都市環境整備課>

盛土規制法の手続きに必要な書類について（事前相談書）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/262/moridokiseitetsuduki.html>

## 6 開発事業に関する事前指導

また、大規模な宅地造成の場合は、造成行為の規制等に関する各種法令等について、事業者手続きをスムーズに行っていただくため、庁内の関係課で構成する会議を通じて、事前指導・調整を行っています。

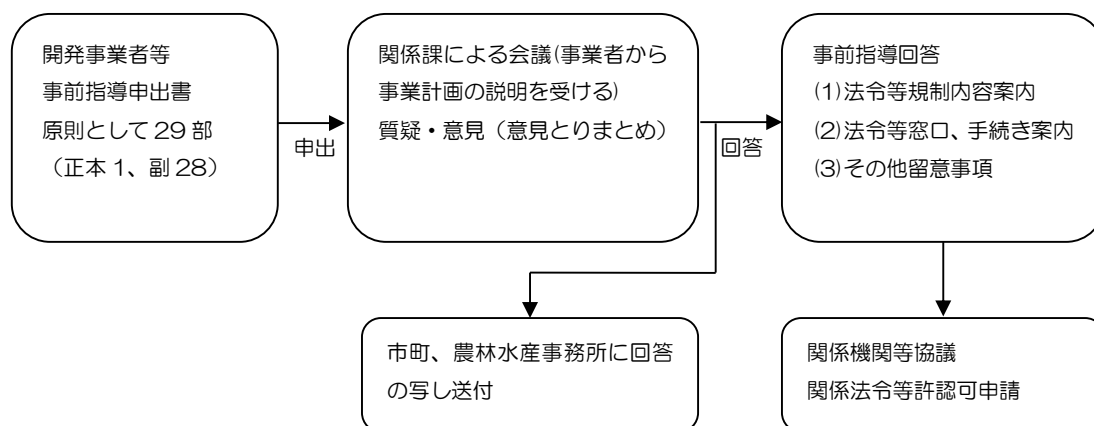
工事主からの任意の申し出により、受付しています。

問合せ窓口：環境県民局 環境県民総務課 電話：082-513-2713

表 6-1 主な関係課

	課名	所管する主な法令等
環境県民局	環境県民総務課	広島県土地開発指導要綱、ゴルフ場の開発事業に関する指導要綱 国土利用計画法、公有地拡大の推進に関する法律
	消費生活課	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律
	環境保全課	瀬戸内海環境保全特別措置法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、 ダイオキシン対策特別措置法、騒音規制法、振動規制法、土壌汚染対策 法、環境影響評価法、広島県環境影響評価に関する条例、ふるさと広 島の景観の保全と創造に関する条例、広島県生活環境の保全等に関する 条例
	自然環境課	広島県自然環境保全条例、自然公園法
	産業廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
健康福祉局	食品生活衛生課	墓地理葬等に関する法律、水道法
農林水産局	就農支援課	農業振興地域の整備に関する法律、農地法
	農業技術課	農薬取締法
	水産課	漁業法、内水面漁業の振興に関する法律
	農業基盤課	土地改良法、海岸法
	森林保全課	森林法、広島県土砂の適正処理に関する条例
土木建築局	技術企画課	採石法
	道路企画課	道路法
	道路河川管理課	道路法、河川法、広島県普通河川等保全条例、砂防法、急傾斜地の崩壊 による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法
	河川課	河川法、広島県普通河川等保全条例
	砂防課	砂防法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防 止法、土砂災害防止法
	港湾振興課	漁港漁場整備法、海岸法、港湾法
	都市環境整備課	都市計画法、土地区画整理法、宅地造成及び特定盛土等規制法
建築課	建築基準法、広島県福祉のまちづくり条例	
教育委員会	文化財課	文化財保護法、広島県文化財保護条例
その他関係法令		工場立地法、大規模小売店舗立地法、広島県の海の管理に関する条例

## 事前指導の事務手続



詳細は、広島県のホームページで公表しています。

トップページ>組織でさがす>環境県民局>環境県民総務課>

開発手続きをスムーズに行うために

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/39/1168827222159.html>



## 7 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可後における留意事項

### 7-1 許可の条件

- 本県では、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事許可時に、次のような許可の条件を付しています。(法第12条第3項、法第30条第3項)

1. 工事完了期限
2. 工事施工中の環境保全、災害防止、安全措置、緊急時の措置
3. 工事を廃止する場合の措置
4. 崖面崩壊防止施設を設置するに当たっての留意事項
5. その他

### 7-2 工事の施行に伴う注意事項

- 本県では、次のとおり、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の施行に伴う注意事項を示しています。

#### 「開発許可、盛土等許可に係る工事の施行に伴う注意事項」

1. 工事の施行
2. 工事の際に必要な手続き
3. 許可標識の掲示
4. 工程写真の撮影
5. 許可事項等の変更
6. その他

詳細は、広島県のホームページで公表しています。

トップページ>組織でさがす>土木建築局>住都市環境整備課>

開発許可申請の手引(ダウンロード:開発許可又は宅造許可に係る工事の施行に伴う注意事項)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/262/1225344448675.html>

### 7-3 検査・定期報告

#### 1. 検査・定期報告の提出部数

表 7-1 申請書提出部数

区分		市町長許可	広島県知事又は建設事務所長許可
届出書 提出部数	正本	1部	1部
	正本の写し	—	1部
	副本	—	—
	合計	1部	2部

#### 2. 中間検査

中間検査は、施工後に確認することのできない箇所について行うものであり、盛土及び切土の安定性にかかわる重要な検査となります。中間検査後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければできません。

また、中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査完了後に次の施工工程に進むこととなります。

表 7-2 中間検査の対象規模等

行為	検査を要する規模	対象工程	申請書類	検査申請時期
宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	盛土前又は切土後の地盤面に暗渠排水管を配置する場合	様式第13、検査対象を明示した平面図、検査対象の写真	暗渠排水管配置完了から4日以内

### 3. 定期報告

定期報告は、工事の進捗状況等について定期報告書を用いて報告を行うものです。定期報告の対象となる報告事項は、報告の時点における盛土、切土又は土石の堆積の高さ、面積及び土量、並びに擁壁等（鋼矢板や構台等）に関する工事の進捗状況となります。

なお、定期報告の結果により対策が必要と判断される場合は、必要な対策を講じなければなりません。

表 7-3 定期報告の対象規模等

行為	報告を要する規模	報告事項	申請書類	報告の期間	報告の期限
宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	報告時点における盛土、切土、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカー、その他の土留の施行状況	様式第12号又は第19号、盛土、切土をしている土地の写真、報告対象を明示した平面図	工期が3カ月未満の工事については、工事着手月の着手年月日から45日、3カ月以上の工事は、3か月ごと	左記「報告の期間」の末日から7日以内
土石の堆積	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	報告時点における土石の堆積の施行状況（空地、柵、雨水その他の地表水を有効に排除する措置及び擁壁等の状況。なお、前回報告時点からの新たな堆積及び除却された土石の土量を含む）	様式第13号又は第20号、土石の堆積を行っている土地及びその周辺の写真		

### 4. 完了検査等

当該工事が開発事業等の許可の内容に適合していることを判定するため、完了検査を実施します。

表 7-4 完了検査

行為	区分	申請書類	検査申請時期
宅地造成又は特定盛土等	完了検査	様式第9	工事完了から4日以内
土石の堆積	確認申請	様式第11	

### 5. 留意事項

検査・定期報告は、工事の施工全般に対して効率的かつ確実にを行い、その実施に当たっては、特に、次の各事項に留意する必要があります。

- 1) 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること
- 2) 検査日の調整に当たっては、十分な期間を取って日程調整を行うこと。
- 3) 検査に当たっては、工事の責任者等工事内容を説明できる者が立ち会うこと

- 4) 工事の途中において行う中間検査は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと
- 5) 堆積した土石の運用状況を正確に報告し、計画から逸脱していないかを確認できること
- 6) 検査・定期報告の結果、不適當な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査・確認を受けること

## 8 申請手続の流れ

表 8-1 県建設事務所で許可する場合の申請の流れ



工事計画の変更許可（法第16条第1項、法第35条第1項）、軽微な変更の届出（法第16条第2項、法第35条第2項）、工程等の変更届（中止・再開・廃止）（細則第11条）、工事等の届出（法第21条第1項～第4項、法第40条第1項～第4項）、届出工事（法第21条第1項、第3項、法第40条第1項、第3項）の変更届出（細則第10条）の各申請についても、上表の本申請に準じますが、詳細は県に問い合わせ下さい。

表 8-2 県庁都市環境整備課で許可する場合

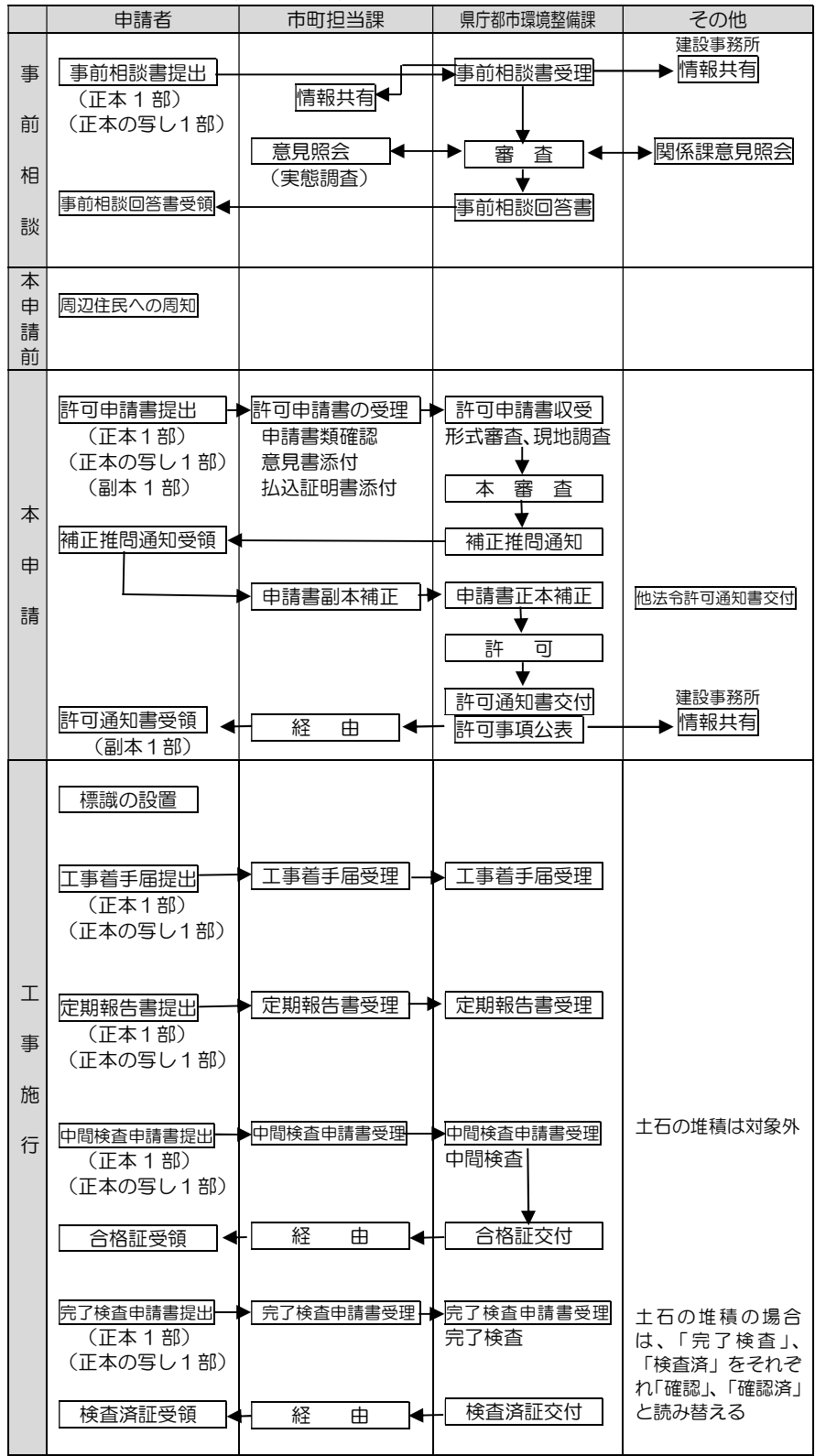


表 8-3 市町で許可する場合

	申請者	市町担当課	県庁都市環境整備課	その他
事前相談	事前相談書提出 (正本 1 部)	事前相談書受理 ↓ 審 査		建設事務所 情報共有
	事前相談回答書受領	事前相談回答書	意見照会 (適宜)	関係課意見照会
本申請前	周辺住民への周知			
本申請	許可申請書提出 (正本 1 部) (副本 1 部)	許可申請書の受理 払込証明書添付 ↓ 許可申請書收受 形式審査、現地調査 ↓ 本 審 査	意見照会 (適宜)	他法令許可通知書交付
	補正推問通知受領	補正推問通知 ↓ 申請書正本補正		
		許 可 ↓		
	許可通知書受領 (副本 1 部)	許可通知書交付 ↓ 許可事項の公表		建設事務所 情報共有
工事施行	標識の設置			
	工事着手届提出 (正本 1 部)	工事着手届受理		
	定期報告書提出 (正本 1 部)	定期報告書受理		
	中間検査申請書提出 (正本 1 部)	中間検査申請書受理 中間検査 ↓		土石の堆積は対象外
	合格証受領	合格証交付		
	完了検査申請書提出 (正本 1 部)	完了検査申請書受理 完了検査 ↓		土石の堆積の場合は、「完了検査」、 「検査済」をそれぞれ「確認」、「確認済」と読み替える
	検査済証受領	検査済証交付		

## 9 その他の手続

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請（法第 12 条第 1 項、法第 30 条第 1 項）のほか、必要に応じて次の手続が必要となります。

表 9-1 その他の手続

		手続きの種類	根拠法令等	様式
相	事前			
許 可 申 請 ・ 届 出	当 初	宅地造成等に関する工事の許可	法第 12 条第 1 項	別記様式第 2 (省令第 7 条第 1 項)
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可	法第 30 条第 1 項	別記様式第 2 (省令第 63 条第 1 項)
	変 更	宅地造成等に関する工事計画の変更許可	法第 16 条第 1 項	様式第 7 又は第 8 (細則第 37 条各項)
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事計画の変更許可	法第 35 条第 1 項	様式第 7 又は第 8 (細則第 67 条各項)
		宅地造成等に関する工事計画の軽微な変更の届出	法第 16 条第 2 項	様式第 6 号 (細則第 8 条)
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事計画の軽微な変更の届出	法第 35 条第 2 項	様式第 15 号 (細則第 20 条)
標 識 の 掲 示	標識の掲示	法第 49 条	様式第 23 又は第 24 (省令第 87 条)	
工 事 等 の 届 出	当 初	工事着手の届出	細則第 5 条又は第 17 条	様式第 1 号又は第 14 号 (細則第 5 条又は第 17 条)
		工事等の届出 (宅地造成等工事規制区域の指定の際、宅地造成等に関する工事を行っている場合)	法第 21 条第 1 項	別記様式第 15 又は第 16 (省令第 52 条第 1 項又は第 3 項)
		工事等の届出 (宅地造成等工事規制区域内で、高さ 2m 超の擁壁、排水施設等の全部又は一部の除去工事をする場合)	法第 21 条第 3 項	別記様式第 17 (省令第 55 条)
		工事等の届出 (宅地造成等工事規制区域内で、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合)	法第 21 条第 4 項	別記様式第 18 (省令第 56 条)
		工事等の届出 (特定盛土等規制区域の指定の際、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行っている場合)	法第 40 条第 1 項	別記様式第 15 又は第 16 (省令第 82 条各項)
		工事等の届出 (特定盛土等規制区域内で、高さ 2m 超の擁壁、排水施設等の全部又は一部の除去工事をする場合)	法第 40 条第 3 項	別記様式第 17 (省令第 85 条)
		工事等の届出 (特定盛土等規制区域内で、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合)	法第 40 条第 4 項	別記様式第 18 (省令第 86 条)
	変 更	届出工事 (法第 21 条第 1 項) の変更届出	細則第 10 条	様式第 9 号 (細則第 10 条)
		届出工事 (法第 21 条第 3 項) の変更届出	細則第 10 条	様式第 10 号 (細則第 10 条)
		届出工事 (法第 40 条第 1 項) の変更届出	細則第 22 条	様式第 16 号 (細則第 22 条)
		届出工事 (法第 40 条第 3 項) の変更届出	細則第 22 条	様式第 17 号 (細則第 22 条)
		宅地造成等に関する工事の工程等の変更届出 (中止・再開・廃止)	細則第 11 条	様式第 11 号 (細則第 11 条)
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工程等の変更届出 (中止・再開・廃止)	細則第 23 条	様式第 18 号 (細則第 23 条)
		宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査	法第 18 条第 1 項	別記様式第 13 (省令第 46 条)
検 査 中 間	特定盛土等に関する工事の中間検査	法第 37 条第 1 項	別記様式第 13 (省令第 76 条)	

報 告 期	宅地造成等に関する工事の定期報告	法第 19 条第 1 項	様式第 12 号又は第 13 号（細則第 15 条各項）
	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期報告	法第 38 条第 1 項	様式第 19 号又は第 20 号（細則第 26 条各項）
検 査 了	宅地造成又は特定盛土等に関する工事完了の検査	法第 17 条第 1 項	別記様式第 9（省令第 40 条）
	特定盛土等に関する工事完了の検査	法第 36 条第 1 項	別記様式第 9（省令第 70 条）
	土石の堆積に関する工事の確認	法第 17 条第 4 項 法第 36 条第 4 項	別記様式第 11（省令第 43 条 又は第 73 条）

各種申請に必要な様式について、広島県のホームページで公表しています。

トップページ>組織でさがす>土木建築局>都市環境整備課>

盛土規制法の手続きに必要な書類について

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/262/moridokiseitetsuduki.html>

## 10 問い合わせ先

表 10-1 問い合わせ先

部署名	郵便番号	所在地	電話番号
広島県土木建築局 都市環境整備課	730-8511	広島市中区基町 10 番 52 号	082-513-4143



広島県土木建築局都市環境整備課

〒730-8511 広島市中区基町10番52号  
電話番号 082-513-4143  
FAX番号 082-223-2397  
メールアドレス dokankyoseibi@pref.hiroshima.lg.jp